

東京府民政史料講演會講演速記

397
119

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14

始



東京府民政史料講演會講演速記

397-119

東京府は本年二月民政史料展覽會と並に民政史に關する講演會を開きて諸名士の講演を乞へり。今民政史の参考資料として之を印刷に附す。

大正九年十一月

東
京



東京府民政史料講演會講演速記

江戸の住宅建築と法令

工學博士 大 熊 喜 邦 君

講演の範囲

江戸時代の江戸の住宅建築と法令といふ事に就て述べるのであります。當時の住宅建築と法令との間には非常に複雑した關係もあり又面白い事實もあります。それで、隨分大きな問題となりますので、到底委曲を盡して御話致す事は困難であります。従て茲では其概念を得るといふ程度にとどめ餘り深くは這入らぬ考であります。便宜上話を二段に分けまして第一に先づ江戸時代の住宅建築の如何なるものであるかを説明致し、第二に其時の法令即ち家作の制限が住宅に如何なる影響を與へましたかを御話したいと思ふのであります。

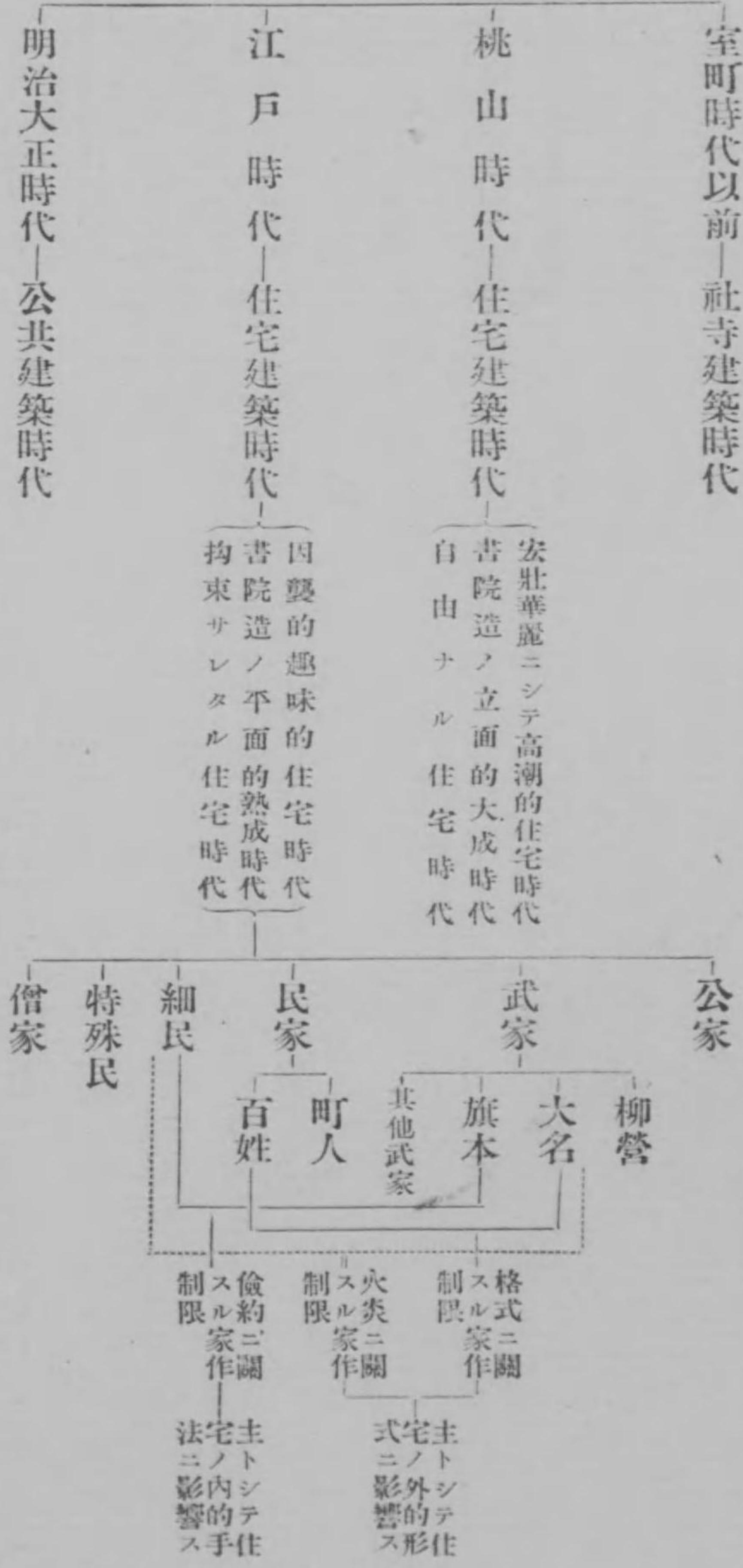
江戸時代の住宅建築

江戸時代の住宅建築が如何なるものであるかを見ますには、日本建築史を先づ一通り見渡さなければなりませんが、これを住宅本位で見れば……言葉を換へて言へば其時代に於きまして社會的に重要な位置に置かれたる建築を以て其時代を代表して見ますれば、略ば別表(第一表)の通りとなります。

二

第一表

室町時代以前—社寺建築時代



明治大正時代—公共建築時代

即ち表に書き上げました通り室町時代以前は、社寺殊に佛寺建築が其時代の中心建築となつて居りますところの社寺建築時代と申してもよいので、次の桃山時代は、一方に佛寺建築が有りますが他方に聚樂、伏見などの宮室建築が時代の中心建

三

築となつて居る住宅建築時代であります。次の江戸時代は日光廟の様な特殊な建築がありますが、住宅本位として見れば住宅建築の最發達した時代で、明治維新後は時代を代表すべきものは公共建築に移つたのであります。此の如くにして江戸時代は桃山時代と共に日本建築史上に特筆すべき住宅時代を形造つたのであります。

次に述べて置かなければならぬのは、桃山時代と江戸時代の住宅建築の形式であります。言ふ迄もなく本邦の住宅建築の形式には古來から種々の變遷がありまして既に御承知の通り主なる形式としては、寢殿なるものと主要な部分としました寢殿造りから、主殿を主なる部分とした武家造りを経て、書院から發達しました書院造りに移り變つて來たものであります。桃山時代はこの書院造りの形式を大成した云はゞ大成期であります。而して江戸時代は其最も老熟した熟成期と云ふべきが妥當かと考へられます。而して桃山時代と江戸時代の住宅建築の主なる差別は、比較に便利な様に縮めて見ますれば第一表の三段目に記した様になりました。江戸時代には住宅が間取の上からは比類なき發達をしたのであります。

が、幕府の勤儉節約、階級嚴守の方針と、江戸といふ都會に於ての災害防止の點から、種々な方面に制限が置かれまして、從來見たことのない束縛された住宅建築の時代を出現したのであります。其束縛は即ち色々の方面から出ました家作制限で、これが其當時の生活階級とからみ合ひ、色々の政策とも關係を持ちまして色々な建築的形式又は手法となつて現はれたのであります。この點が江戸時代の江戸の住宅建築を觀察しまして最も面白く思はれますところであります。

生活階級と住宅

次に一言述べて置なければならぬと思ひますのは、江戸時代の住宅建築の種別であります。元來住宅建築といふものは、これに住む人の生活の状態と社會上の地位などが關係して色々の種別を生ずるのが自然であります。江戸時代の様に階級制度の嚴密でありました時代には、殊更にこの階級的の區別を念頭に置くことが大切であります。即ち生活階級から見たる所の住宅の種別を闡明して置かなければならぬのであります。今江戸時代の住宅建築の上から見ますれば、この時代

の階級は第一表の四段目に表はしました様に、公家、武家、民家、細民、特殊民、僧家の六様の生活に區別する事が出来るかと思ひます。而して江戸の住宅としては、第一の公家は關係するところが殆んどなく、特殊民と僧家とは生活階級からは儘かに區分されますが其住宅としては寧ろ除外されても影響は無い様に思はれます。結局は住宅本位から見た江戸の生活階級の代表者は武家と民家となりまして、これに細民を併せ考へて行けばよいのであらうかと思ひます。且つ階上に陳列されて居ります東京府で作成されました江戸役屋敷配置圖で見ましても、江戸は武家の屋敷……大名の上屋敷、中屋敷、下屋敷乃至は抱屋敷、旗本御家人其他の武家の屋敷……を以て充され其間に町人が配列されて居ります、従つて江戸の住宅建築は武家と町家とを以て代表されて居るものと見ても差支ないのであります。

武家と民家とはまた第一表の五段目の様に大別することが出来ます、然し當時の家作の制限を受けて影響を蒙つた方面から見ますれば夫れは大名の家作以下細民の家作迄に限ることが出来るかと思ひます。而して大名以下細民に至る迄の各階級の住宅に加へられました各種の制限が非常に面白い結果を産み出しまし

たので、これから進めて行きます御話は主としてこの點にあるので御座います。

武家と町人

又各種の家作制限の影響を述べます前に、當時の武家と町人の生活關係を少しく御話致して置きたいと思ひます、何となれば當時のこの兩生活の關係が、やがて幕府をして家作制限を出して、ある束縛を加へなければならなかつたからであります。江戸時代に於きましては、幕府の方針が武家本位でありました關係から、立法といはず、行政といはず、司法、軍政皆な武家の名のもとに行はれて居りました。縱令其職務に輕重はありましても坐ながら俸祿を受け、人格を認められましたのは唯この武家計りであります。これに反して町人は表面的には何處迄も町人で、云はゞ武家の町人といつた様な有様で居ましたから、各々の住宅にもこの關係があり、幕府の取締も町人に對しては殊に嚴重であります。然しながら、この武家、町人二様の生活は、幕府の全時代を通して決して一樣ではなかつたので、時期に依つて多少の相違がありました、而してこの相違が兩様の家作の上に自づから表は

れて居りました。これを當時の社會狀態の大體の上から區別しますと一般史家の區分に従ひまして、

寛永寛文中心時代

元祿中心時代

安永天明中心時代

文化文政中心時代

とすることが出来まして、其何れの時代の終り頃にも必ず緊肅政治又は改革が行はれました。而して武士道を保護する漢學の思想から享樂を無視しますし、儉約と階級嚴立の主義から住居飲食の制限までも設けられ、家屋内外の手法まで色々と干渉されました。今各時代に就て簡略に其模様を申して見ますれば、

「寛永寛文中心時代」即ち元祿以前は武辨粗豪の世の中で質素簡撲の風習が行はれ、幕府は質素儉約主義で武士道を鼓吹しましたから、武士は武士らしく、町人は町人らしく生活しましたので、共に相侵す様なことはなかつたのであります。而して大名を除ては旗本以下の士と町人とは質素な生活して居りましたが爲に屋敷の

家作は手輕にせよと觸れ出されて居つた位でありましたが、寛文頃に稍々贊澤になりました。而して其の後も幕府の儉約主義と階級嚴立と云ふ方針から武家と町人百姓の家作に對しまして具體的な取締が行はれる様になりました。かくして旗本以下町人百姓に至るまで、其住宅に相當の變化が起らなければならなくなつたのであります。而も其頃は諸侯の邸宅に對しまして只僅かの制限があつた計りで、屋内の形式や手法に關しては何等の制限はなかつたのであります。

「元祿中心時代」この時代は幕府の初めから相當の時期を経まして、平和の基礎は出來、平和の事業は盛に發展しましたから、從て町人活動の天地も開けました。譯で物質上の利潤もおのづと多かつたのであります。されば自己の力で大なる富を作ると共に金の力による事も亦非常に大きくなつて來ましたので、物質的となり拜金の思想が著しい世の中と變りました。言はゞ町人の勃興時代で、享樂と云ふ事の盛になつた事も注目すべき事柄であつたのであります。然しながら武家と町人とは其生活狀態の上に明かな差別はありまして相互に侵し合ふ様なことは無かつたのであります。然しかういふ時代でありましたから趣味は一般に積極

趣味で、其趣味は主として衣食娛樂の方面に現はれて居りましたが、金力の關係は住居の内面に表れまして、寛文以來の法度も犯す様になり、以前と同じ様な制限が更に繰返し發布される様になりました。而して吉宗將軍の質素勤儉主義から享保年間に至つて益々取締が八かましくなりましたが、將軍の退職と共に再び弛んで其反動は明和安永の江戸趣味となつて現はれました。

「安永天明中心時代」黄金時代ともいふべき元祿中心時代を過ぎて來た武家と町人は、享保の改革に出會ても單に表面的に一時整ふた計りであります。さればこの時代に這入りましては、武士は安逸に流れ、武藝は形式的になり、金はなくなるといふ有様で益々貧乏に傾いたのであります。町人は富の力の爲めに愈々贊澤となり其享樂氣分は益々盛になつて來ました。然し元祿時代の積極的趣味はこの時其反動で消極的になり所謂「滋味」とか「いき」とか云ふ趣味となつて現はれました。而してそれが衣食調度其他工藝品に殊に能く表はれ又住居の内面にもこれを認める事が出來ました。然しこの趣味は時を経て贊澤と捐み合ひ墮落する傾向があり、奇を好む低級なものとなつて表れ幕府の忌彈にすら觸れた様な例もあります。

した。かくして遂に寛政の改革に到達したのであります。

「文化文政中心時代」松平定信の寛政改革の後を承けて、其督勵の手が弛むと、氣運は忽ち奢侈遊逸になりました。武士道は町人生活の中にも這入り込で來ましたが、町人の富力は個人の利ばかりに走り質素儉約の武士的生活を裏切つて奢侈に流れました。武家は外面向に武士といふ修飾のある丈だけで、幕府が武士の貧乏を助る爲に町人諸共に其享樂を押へ付けた程、武士は内面向に崩れて來ました。從て武家の窮乏に引き代へて金力の町人の住宅の内面は餘程奢侈に傾いたのであります。これが爲め水野越前等の峻酷な政治即ち天保の革政がこの時代に行はれまして、住宅に對しても寛文元祿の頃より猶ほ厳しく取締られたのであります。江戸に於きましての武家と町人の生活狀態の關係は以上に述べました様で、この二生活の調節を得る爲めに衣食と共に住に關する制限が設けられた場合も決して少くないと思ひます。而してそれが如何なる制限となつて具體的に表はれましたか、其影響する所は如何なる程度でありましたかは、これから條を逐つて述べやうと思ふところであります。

住宅建築に對する制令

江戸の初期は幕府草創の時でありますから四民の住宅建築に對して束縛を加へる迄に至らなかつたのであります。幕府の規模定まるに至つて質素儉約、階級嚴守の主義は前にも述べました如く住宅建築に關する制限となつて表はれました。更に江戸の花と稱へられた江戸の大火は江戸の住宅建築にまた大なる制限を與へたのであります。これ等の制令は幕府の初期から幕末に至るまで何等かの機會のある毎に發布されまして、其數は頗る多數に上つて居りますが、これを分類して見ますと、第一表第六段目に示す通り、格式に關する家作制限。火災に關する家作制限。儉約に關する家作制限の三通りに分ける事が出來ます。この制令を量かて見ますと、全體の五割が火災防備から出た家作の制令で四割が質素儉約を目的とする家作の制令であります。而してこれ等の制令と先に述べました生活階級との間にまた何等かの關係が無くてはならぬのであります。これ

を表示すれば第一表の第六段目と第五段目との様な關係となります。即ち格式に關する家作の制限を受けましたのは大名以下武家の一般と町人百姓とで、これに依つて各生活階級の區別を嚴重にし相侵す事の無い様にしたのであります。儉約に關する家作の制限は重に旗本以下の武家并に町人百姓と細民との爲めに觸れ出されたるもので、幕府の政策としては町人に對する武家救濟の意味から旗本以下全部を町人諸共に取締つたものと見る事が出来るものであります。次に火災に關する家作制限は城下に於ける士民の蒙る災害を防止するが爲めに生れたる制令で、從て制限を受ける範圍は大名以下細民に至る迄各階級に亘つて居つたのであります。

かくの如く多數の制令が各階級の家作に對して觸出されて居りました。以上は、江戸の住宅建築に對して必ずや何等かの影響を及ぼして居らなければならぬのであります。これを仔細に調べますとその影響は住宅の内外に及んで居ります。而して制令の種類と影響との關係は第一表末段の様であります。茲には先づ制令其ものを述べまして然る後ち、影響するところを明かにしたいと思ひます。

火災に關する家作制限

制令の中最も數多く觸れ出されまして其影響の最も廣かつたのは火災に關する家作の制限でありますから、先づそれに関するものを第一に述べたいと思ひます。江戸の住宅は初めは大名屋敷の檜皮葺、本瓦葺を除きましては、一般に板葺、藁葺、茅葺が多かつたのでありますが、火災の關係から瓦葺を必要としましたので、正保二年には中彦六寺島某の二人が江戸で瓦焼を創め、引續で瓦葺は漸々と其數を増して來ました。然しそれとても一般には其數少なかつたと見えまして、屋上からの類焼を防ぐために、

萬治三年二月

一町中、かやぶき、わら葺、早々土にてやねをぬり可申事。

一、當春やけ候町は、かやぶき、わらぶきは不及申、こけらぶきも、土にてぬり可申候勿論かきがらぶきに而も芝に而も、勝手次第にふき可申候事

萬治三年三月

一、先日も兩度迄相觸候所々町中、かやぶき、わらぶきの小屋今に塗不申候、手寄により、御堀之土を取候而、早々塗可申候、重而遲々におゐては、穿鑿の上急度可申付者也

といふ様な觸が出て居ります。これは勿論明暦の大火の影響もあることと思ひます。然も不思議なことには明暦三年正月の大火後、其二月に

瓦葺家屋向後雖爲國持大名可爲停止之但土藏は不苦之旨被仰出之……と觸れ出されまして土藏の外は一時瓦葺が禁せられました。これは一方からは贅澤と見え、他方からは家屋の大屋根の瓦が火災の時崩れ落つる時の勢が恐しく怪我人も多かつたからであります。かくして一時瓦葺が禁せられましたが、火災に際しては飛火が恐しかつたので比較的に重量の軽い瓦を造る事が研究される様になりました。伊東博士の調べに據りますと延寶二年に江州の人西村半兵衛によつて今日の様な棟瓦が造られる様になつて居ります。これらは最も注意すべき事柄であります。而して頻々と起りました火災に飛火からの延焼が甚しかつたので享保五年四月には

町中普請之儀土藏造り或者塗家并瓦屋根ニ仕候事只今迄者致遠慮候様相聞候向後右之類普請仕度ト存候者ハ勝手次第タルベク候畢竟出火之節防ニモ成又者飛火無之タメニ候間右之外ニモ可然儀者是又勝手次第ニ可仕事といふ觸が出まして一般に塗家、土藏造り、瓦屋根が許され、其後は極力これを獎勵しまして類焼の町々は瓦葺に直させ、塗家造り土藏造に改むる様督勵しました。

即ち

寛政四年八月

今度類焼ノ跡家作ノ儀隨分小住居ニイタシ尤成丈棟不高様ニ仕内造作等モ專質素ニ可心掛事 但瓦葺ノ儀ハ是迄ノ通ニ相心得尤見分ニ不拘平瓦ニテモサン瓦ニテモ先年被仰出之通勝手次第可致候

右の様な達しは其一例であります。而してこれが勵行の爲には恩借金の事がありますて、明暦三年、寛文八年、享保六年同八年、延享三年、寛政四年、文化三年、弘化三年を初として度々恩借の事が行はれました。恩借金は武家には祿高に應じて其金額を定め十箇年々賦で貸下げ、町家に對しては「公役五ヶ年御免」一坪ニ付銀八匁餘」と

か「一町内に何程」とかいふ風にして恩借がありました、何れも十箇年の年賦であります。今武家に出ました拜借金の一例を擧げて見ますと次の様であります。時期に依て多少の相違はありますが大體は似寄つた金高であります。

弘化。寛政。文化の拜借金高の例

千石	五百兩	二百五十石
九百石	八百石	二百石
七百石	四十五兩	一百石
六百石	四十兩	八十俵
五百石	卅五兩	七十俵
四百石	三十兩	五十俵
三百石	廿五兩	四十俵
	二十兩	三十俵
		三十俵
		十四俵以下

また町家に對して出ました拜借金の一例を擧げますと

當二月八日燒失町屋之内牛込水道町改代町東西古川町小日向水道町松ヶ枝町關口水道町之分服部權太夫内藤權十郎屋敷境清光院限り此度瓦葺殻屋根に可致候成タケ瓦葺ニ可仕候畢竟火除之タメニ有之候得者隨分精出普請可致候不

残瓦葺ニ可申付候得共決而瓦葺ニ致兼候者モ可有之候間其分塗家蠣殻屋根ニ可仕候名主家主共働ニモ成候間成タケ瓦葺ニ可仕候様人別申付候依之右之分エ拜借金七百兩被仰付候間當年中普請仕立返上納之儀者來午暮ヨリ十ヶ年賦ニ返上納可致事

右元文二年三月五日

この様な次第で多くは、一町内に何程として十箇年賦で拜借金を得て瓦葺に改める様に獎勵をして居りました。斯くして、この家作の火災に關する制限と拜借金の政策とは江戸の住宅建築に可なり重大な影響を與へまして、その結果は塗家造り、土藏造りの町並となりました。堅瓦張の家屋も腰瓦張の長家もまたこの結果として出來たものであります。これには手軽な比較的目方の輕い棧瓦の製造も未だ大に與つて力あることと思ひます。

儉約に關する家作制限

家作に關する制令のうち火災に關係のあるものを除いては、儉約に關するものが

數に於て其次に位しまして其影響するところも可なり廣かつたのであります。元來幕府の政策として質素儉約主義を探りました結果、其開府の當初から身分不相應な家作を禁じて居りましたが、自然其取締にも弛みが出るところから、革政の度毎にこの家作制限は繰返し發布されて居ります。殊に元祿以向は金力の上に於て武家は町人に及ばなかつた爲めに、武家救濟策として衣食と共に住の儉約に就て、町人諸共に取締つたのであります。從てこの制令の影響は主として旗本以下の武家并に町人百姓の家作に現はれて居ります。後に述べます通り専ら住居の内的手法に特別な影響を與へて居ります。先づ順を逐ふて其制令を擧げて見ますれば古いところでは、

武家に對して

〔寛永十二年十二月十二日(諸士法度ノ内)〕

一、屋作小身之族にいたるまで近來分に過美麗に及ぶ自今以後進退に應じ其例を承合かろくいたすべき事。

町人百姓に對して

〔寛永十九年五月廿四日(郷村諸法度ノ内)〕

一、不似合家作自今已後仕間敷事。

〔寛永十九年八月十日〕

一、百姓家作不應其身儀仕間敷事。

〔慶安二年二月十五日(町觸ノ内)〕

一、町人蒔繪之家具拵申間敷事。

一、町人作事ニ金銀之箔付間敷事。

といふ様に幕府の初世には極めて簡単な觸れでありましたが、四代五代の頃になりますと稍々具體的の取締が必要となりまして、可なり細い處にまで立入つた制令が出来ました。即ち

武家に對して

〔寛文八年三月 家作之定〕

一、長押作之事、一、杉戸之事、一、付書院之事

一、結構成木にてぬぐひ板之事。一、ほり物すかし組物之事。并何方にもくし形

の類。一、床ふち其外さんかまちぬり物之事。附唐紙張付候事。一、やき門之事。

右之通家作今度類火にあひ候ものは無用たるべし有來家は其儘差置重て作直候節は此ヶ條之趣守候様にと申渡之。

町人百姓に對して

〔明暦三年三月 鈪かくし引手等の事〕

大キ成釘かくし。大きなる引手。びいどろ。金めつきなど結構に仕間敷候たとひ何方より御説とも結構仕間敷候云々。

〔寛文八年三月廿日、町觸の内〕

一、町人屋作致輕少、なけし、杉戸、附書院、くしがた、ほり物、くみ物無用。床ふちさんがまち塗候事、并にから紙張付停止之事。附遊山舟金銀之紋、座敷之内繪書申まじき事。

一、金銀之から紙はま弓はご板ひなの道具五月の甲金銀之押箔一圓に無用之事。右之通江戸町中へ從町奉行相觸候間可被得其意候以上。

といふ様なものであります。この様な法度は、寛文延寶頃の緊肅政治が行はれました時に發布されましたのですが其結果旗本以下町人百姓の住家の手法に相当の變化が起らなければならなく成つたのであります。然し質素儉約主義から出ました制限でありますから或る期間を経て取締が弛むか、生活状態にある變動が来ますと、同じ様な制令が繰返さるる事となりますので、元祿時代にも亦同じ様な制令が發布されてゐます。即ち

「元祿十二年十二月。家作諸道具祝儀振舞等之事の内」

一、新規に屋作仕面々、三千石より千石迄は貳間半梁に不可過但有來作事ハ可爲其通、彫物組物并床ふちさんかまち等塗候儀可爲無事。

附石垣無にして不叶所ハ野つら石垣ニ可被仕事

一、千石以下は貳間梁に不可過但有來作事ハ可爲其通なけし作り、杉戸、書院床、彫物組物并床ふちさんかまち等塗候儀から紙之張付可爲無用事

但石垣無にして不叶所は野づら石垣に可被仕事

右之趣相守之惣而奢たる儀無之様ニ可被申渡候以上。

〔元祿十七年二月〕

一、百姓町人之衣服、絹、紬、木綿、麻、麻布を可差用候屋作之儀も隨分輕可仕事(中略)

右前々より相觸候通彌以堅相守候様に急度可申付候 以上

と申す様なもので、其後吉宗將軍の勤儉質實主義から享保年間にも殆んど同様な制令が繰返し發布されて居ります。而して其後、定信公の寛政の改革、水野越前等の峻酷な天保の革政などが行はれまして其都度旗本以下町人百姓に對しましていつも同じ様な法度が繰返し觸れ出されて居ります。然も其中でも天保度の取締は最も峻烈を極めましたもので、從前に無く細い點に迄干涉をされて居ります。今一例を挙げまして申せば、天保の町中取締としましては

「天保十四年四月廿八日、町在家作之儀に付御觸書」

越前守殿御渡 御勘定奉行へ

町中ハ勿論國々在所共家作之儀ニ付而ハ先年より度々相觸置候處追々相ゆる
み、なげし、杉戸、附書院、入側附等に紛敷家作いたし、ぐしかた、ほり物、床ふちさんか
まちを塗、金銀之唐紙等相用、玄關様之もの取建或ハ外見質素ニ而も却而工手間

等相懸候茶席同様好事之普請も有之候趣相聞奢侈僭上之儀不埒之至ニ候假令先代ニ取建候家作ニ候其此節少々造作相改其外別莊を補理格外手廣不相應之家作も有之由相聞候間當六月を限質素之家作ニ相改可申候町人共之家作ニ而手廣ニ候共花麗奢侈ニも無之物好之儀も無之分ハ取毀申付候ニ不及候町家ニ不似合不相應之家作之分ハ不殘爲引直可申候右限月を越等閑ニ捨置候者も有之候ハ、見分之もの差遣吟味之上嚴重之咎可申付候

一百姓家ニ而餘業いたし候者ハ勿論農家ト一通に而も身分不相應之家作花麗奢侈又ハ身分不相應ニハ無之候共物好之家作ハ自然耕作等怠慢之崩を生し風俗頽敗之基にも相成候間農家並之通ニ家作相改可申候農家之家作ニ而手廣候共花麗にも無之物好之儀も無之分ハ取毀申付候ニ不及候(下略)

この様な觸書は隨分峻厳なものであります然も改作を命じました部分はこれ丈けに止らず一層細部に迄立入つて居りました様で其模様は天保十四年五月十四日の伺書の文面によく現はれて居ります。即ち

〔家作相直候廉々奉伺候書付〕

一門兩扉。一玄關、見付かいるまた。左右羽目敷臺。

一床落かき同かまち。一鳥居棚、達ひ棚 一書院。

一長押、一重、二重、三重。一釘隠。一妻戸。一都て塗かまち。

一欄間其外へ透物、彫物。一杉戸 組子戸。

一金銀箔押砂子。又は彩色繪張付。一塗かまち障子。

一金銀赤銅七寶之引手其外。一めつき金具。

一塗さんかまち都而塗。一茶席。

一疊縁、雲げん、りうび、大もん、小もん 麻かうらい。

右者今般家作別莊之内、不相應の造り方仕候分、南茅場町家持永岡儀兵衛其外四拾九人之者共被召出早々可相直旨被仰候儀に付、私共より相直候分は取調御訴可申上、右ニ付可相直廉々被差定區々に不相成様仕度、書面申上候口々相當之分は爲相直可申哉奉伺候 以上

市中取締 名主共

〔附箋 書面家作上相直伺之内には是迄御觸被仰渡之廉々顯然も不仕も有之候

得共、夫々奢侈之品に付都而伺之通り相直候様被仰渡候方、名主共心得方一定仕可然哉に奉存候

といふ様な有様で從來禁制で無いもの迄も加へられて仕舞つたのであります。 儉約に關する家作制限の種類は大體いま申しました様であります。これらの制令の觸れ出されました爲めに如何なる結果が住宅の上に現はれましたか。これを具體的に申すことは餘り細部に走り過ぎますから省略しますが、其殆んど全部が住宅の内容に關係してゐますので、制令の影響は内面的手法の束縛として現はれたのであります。

格式に關する家作制限

幕府は其施政の方針としまして大名、旗本、町人、百姓其他の階級を嚴守することに努めましたので、各其格式を守らなければならぬ様に仕向けて居ります。家作の制限にしてもこの階級制度嚴守といふことから生れ出たものもあります。勿論、 儉約に關する家作制限の中でも解釋の仕様では格式嚴守といふ事に關係をもつ

て居るものもありますし、また逆に考へらるる場合もある様に思はれます。然し家作に關する制限の中ではこの格式に關するものが最も少く殆んど他の種類のものとは比較にならぬ程であります。今例を擧げて申しますれば、

國持大名並拾萬石以上にても侍従にも可被任家柄の面々は兩潛兩門番所不苦、尤破風造の義は無用の事。其外拾萬石以下五萬石以上の面々兩潛兩番所出格子片庇にいたし尤持出し土臺にても不苦候、前々無之面々新規に取立又は中役候ハゝ難成事。五萬石以下にても古來より連綿いたし候て有來り候分は格別、其外屋しき替等にて有來り候分は新規家作修復等いたし候節は兩番所無用に可致筋に候事。右國家長屋三間梁、萬石以上長屋二間半梁、萬石以下長屋二間梁の事。但表門に家々之紋附る事國家並帝鑑間柳間交代寄合环に限交代寄合長屋は萬石以上に作之表門兩番所は不作也、高家衆は長屋二間梁にいたし表門斗兩番所作之

右の趣は貞享年中被相定候事。

などは大名の門と長屋とに格式上の區別を付けたものと見る事が出来るのであ

ります。旗本以下の武家の門と長屋にも亦この様な制限は置かれて居りました。また町人の家作には特別の由緒あるものを除いて其外のものは長屋門を作ること、敷臺付玄關を作ること。門に雨扉を作ること、等も禁せられて居りました。百姓の家作に對しましては梁間の制限の外に二階家は停止されて居りますし、門も名主年寄等村役人が長屋通り抜又は木戸門といふ事で差許されて居る外は長屋門は禁せられて居りました。これ等は何れも階級表示といふ事を主としました方針から出て居ります家作の制限かと思はれます。而してこの制限も亦住宅建築に對しまして一見して見分のつく様な外形上の影響を與へて居ります。即ち火災に關する家作制限と同様に主として住宅の外的形式に影響を與へて居るのであります。が其影響を受けました範囲は第一表第七段目の通り大名以下町人百姓迄であります。

以上數項に亘つて述べました事で家作に關する制限の精神とするところ、其制限の内容及び制限の家屋に及ぼしました影響は略ば明瞭になつたと思ひます。が、猶ほ一口に纏めて申せば、火災に關する制限の爲めには、瓦葺、土藏造、塗家造が獎勵

されました結果長屋の腰板も亦腰瓦にかかり、江戸の屋敷の長屋には塗家造りの堅瓦張海鼠壁の形式が現はれまして、町家の住居には土藏造りで釣合の取れぬ大棟の所謂江戸趣味一つに屬する様な町家の形式が出來上りました。儉約に關する制限からは、其制限の性質上建物の外形には差した影響はなかつたのであります。が、室内の手法は甚だしく拘束を受けて居ります。然し其制限の設けられたといふ事が、其當時の商人の住宅の内容の高潮を示すもので、寧ろ室内の手法に「凝り」といふ事と「茶趣味」といふ事とを取り入れたかと思はれます。格式に關するものは全く外形上の型式を作り出した事となりますかと思ひます。

住宅政策

江戸の住宅建築と制令との關係は既に述べました通りであります。が、この制令と關係しまして、江戸といふ都市に置きましての住宅政策の一つとも考へらるる事柄がありますから、制令の一端として申述べたいと思ひます。丁度吾々が今日戰後の物價騰貴と家賃昂騰とで困つて居ります様に、江戸に置きましては大火後諸

材料と勞銀の騰貴で非常に困難をした事がありました。夫れが爲めには家屋の復舊にも非常な障害を蒙りましたので、幕府は勞銀に對して標準を定めた事があります。其一二の例を擧げますと、明暦大火後勞銀騰貴して止め度がなかつたので其三年八月十七日に

上大工 一人ニ付 銀三匁飯米共ニ
上木挽 一人ニ付 銀二匁飯米共ニ
上屋根葺 一人ニ付 銀三匁飯米共ニ
上壁塗 一人ニ付 銀三匁飯米共ニ
上石切 一人ニ付 銀三匁飯米共ニ
上疊刺 一人ニ付 銀三匁飯米共ニ

右上職人ハ直段定ノ通タルベシ其下々職人ハ可爲相對次第事と總て勞銀の最高を定めて發表して其調節をした事があります。また萬治元年二月十四日には

金一兩ニ四十五人 トビ口ノ者

金一兩ニ六十五人 普通道具持候日用
金一兩ニ七十人 道具ナシノ日用
トビ口ノ者モ日用頭札出シ可申事
中人モ日用取ハ常ノ日用ニ可仕事

更に萬治二年正月十四日には

金一兩ニ七十五人 並日用
金一兩ニ七十人 道具有
金一兩ニ五十人 燕口ノ者

如是當年ヨリ日用賃相極申候間少モ相背輩於有之ハ急度曲事ニ可申付者也の様な町觸を出ししまして日用の賃銀に制限を設け調節を計つた事もありましたのは注目に倣する事かと思ひます。また大火後諸材料拂底の爲めに中流以下の救濟策として萬石以上以下の武家に、差支ない限り普請を延期させて調節を試みた事もあります。

文化三寅年四月二日牧野備前守殿御渡

一一一

此度ノ火災武家町方共夥敷類焼ニ及ビ竹木并ニ諸色拂底ニテ世上可致難礙旨
萬石以上以下ノ面々表向其外難差延所ハ格別其餘ハ緩々普請可被申付候　云々

とありますのは即ち其例であります。

更に積極的政策を探りましたのは店賃騰貴抑制の手段でありまして天保十三年に江戸の町家の表貸店、と裏貸店の普請金即ち建築費の標準と夫れから打算しました一坪当たりの店賃の標準とを發表しまして、町家の店賃を引下げた事であります。今其標準を表にして示しますと第二表甲并に第二表乙の通りであります。

第二表甲

天保十三年七月十一日

第二表乙

裏家貸店普請金	一六箇年割	十二箇月割
裏二階瓦葺一坪	二兩一分	一八七五銀
下中上	一兩三分	一五六三銀
一一一	二分二朱	一三五四銀
兩兩兩	一分二朱	一三七五銀
二二二	二分二朱	一六二五銀
朱朱朱	一分二朱	一六二五銀
一一一	二分二朱	一六二五銀
兩兩兩	一分二朱	一六二五銀
一一一	二分二朱	一六二五銀
裏平家瓦葺一坪	二兩一分	一八七五銀

三

裏二階柿葺一坪	上	一兩三分二朱	一八・七五	一・五六三
裏平家柿葺一坪	中	一兩一分二朱	一五・〇〇	一・二五〇
裏平家柿葺一坪	下	一兩一分二朱	一三・七五	一・四二〇

天保十三年七月十一日

この表に依りますと、貸店普請金を表店裏店とに分け、それをまた四種の程度に區別して、更に其各を上中下の三通とし、六箇年間に工費を回収するものとして一箇月一坪の店賃を割り出して標準として居ります。而してこの貸店の店賃を定めました結果はどうかと申しますと、私の所藏する資料から取調べました所では、この標準より餘程高値にあたる場所は店賃引下げを行つた様であります。今試に當時の町家の一坪當りの店賃を所藏の資料から調べて表にして見ますと第三表の通りとなります。

第三表 江戸町家表店并に裏店々賃一覽(天保年中)

	表店々賃一坪ニ付	裏店々賃一坪ニ付	年代	
銀座三丁目	五匁	四匁五	天保五	
三島町	三匁七五(舊四匁二七)	……	天保十三	文化八年表店四匁
柴井町	三匁三(舊五匁)	二匁七(舊三匁)	天保十三	一七 文政四年表店五匁
木挽町五丁目	五匁二五	四匁	天保五	裏店三匁
木挽町六丁目	四匁五	三匁二	天保五	
飯倉四丁目	四匁六	二匁	天保五	
西應寺町	二匁六	一匁余	天保	
品川新宿二丁目	……	二匁	天保	
南紺屋町	四匁五	三匁三	天保十一	
桜手町	五匁八	二匁八	天保二	
桜田伏見町	三匁五	三匁	天保五	
本芝二丁目	二匁四(二階瓦葺)	天保九	天保九	
	一匁四五(平家柿葺)	……	……	

大傳馬鹽町	四々三五(舊五々五)	三々(舊四々)	天保十三	天保十三年引下
大傳馬町	四々二八(舊四々壹)	三々一(舊三々四)	天保十三	天保十三年一割引
神明町	四々五	二々五	天保十三	

これに依りますと當時の實際の店賃は標準店賃の二倍乃至三倍強になつて居る事が分ります。而して天保十三年に店賃引下げをした事も明かに知る事が出来ます。これ等は極めて貧弱な實例ではあります。が江戸の住宅建築としての住宅政策の一つとも見る事の出来るものであります。

住宅の遺構并に圖面の保存

江戸の住宅建築の我建築史上に於きましての位置と其性質并に家作制限と住宅の形式手法との關係は今迄申述べました通りであります。殊に當時の法令に關しては面白い事實もあり非常に複雑した影響もあります。云は、江戸趣味の住宅建築の型を形も作ったのであります。然しながら住宅建築は社寺の建築などとは違ひまして永續的性質のものでなく、且つ時勢に伴つて消長の劇しいもので

ありますから、今日に於きまして江戸住宅の遺構は各階級のものを通して殆んど無いと申ても過言ではありません。只僅かに舊諸侯の門と武家の長屋門の幾分が保存されて居りますのと、江戸時代の館を傳へて居る家屋の幾らか、殘つて居るのみであります。民政の史料としてはこれ等の江戸住宅の遺構は再び得難い貴重のものでありますから、出來得限り保存の方法を講ずる事が必要であると思ひますが、夫れと同時に遠からず煙滅に歸する様なものは寫眞に撮つて保存し、史料となるべき住宅の古繪圖なども極力蒐集保存の道を講ずることが最も望ましい次第であると考へます。極めて概念的の説明でありましたが本講演は一先づこの位の程度で切上げる事にいたします。

幕末維新の際に於ける民政に就て

東京控訴院判事 尾佐竹 猛君

私は唯今御紹介に預りました尾佐竹であります、私の様な門外漢が斯様な席に出まして恐縮な次第であります、唯今岩田内務部長は専門家の壇を摩するの蘊蓄を有せらるるに拘はらず、極く御謙遜あつて素人と仰しやつたが私は謙遜でも何でもありませぬ、全くの素人であります、が何故に斯様な所へ出しや張つたかと申しますと、丁度瀧本博士の御休息の時間があるから、何か出て喋れと云ふやうなことで出たのであります。私の題は「幕末維新の際に於ける民政」となつて居りますが、私の通知して置いたのは「民政に就て」と云ふ文句が末にあつたのであります、單に幕末維新の民政と申しますと、是は非常な多方面の史實であります、到底私の如き淺學なるものの能くする所では無く、また多くの時を要するのでありますから、茲には唯此時代に於ける民政に關して多少の感想を二三秩序も無く雑駁に申上

げて御清聴を煩はしたいと思ふのであります。が、先づ其前に當りまして、民政と云ふ言葉はまだ十分に理解しないのであります、いづれ民政なる語の學問上の意義、語源等に付いては、瀧本博士から御説明あることと存じますが、私がふと思ひ付いたのは民政といふからには是に對し官政とでもいふ語がありはしないかと思つて、少し調べて見ましたが、どうも見當りませぬ、只だ慶應四年七月に加藤弘之博士……此時は加藤弘藏誠之といつて居られましたが……の著はされた有名なる「立憲政體略」には「君政」「民政」といふ語が對稱となつて居ります。君政は「君主擅制」「君主專治」「上下同治」に分ち、民政は「貴顯專治」「萬民共治」に分つて居ります。其民政の説明には「億兆の上に君主なく民政權を掌握するものをいふ」とあつて、即ちアリストクラシートとデモクラシートを指したものと思はれます。つまり民を主體とした政治といふ風に用ひられて居りますが、此用例は同書以外に見當りません、寧ろ其他の用例では之れと相反して民を客體とした政治といふ風に用ひられて居るようであります、我國では到底民を主體とする様な概念はある筈はありません、そこで私は實際上如何なる意味に於て民政と云ふ言葉は使はれて居るかと云ふことに

付て、少しく愚案を申上げて、皆さんの御批評を願ふのである。

唯今では御承知の通り臺灣に民政長官と云ふ堂々たる大官がある、關東州にも早くから民政署と云ふものがあり、又近くは青島及び南洋占領地にも民政部がある、所が同じ殖民地的の關係であります、朝鮮には嘗て民政長官とか、民政廳と云ふ意味の官名はない、是は果して如何なる區別で斯様な官名の差が生じたのであらうかと云ふことを、ちよつと私は疑問に思つたのであります。所が此近き時代に於て民政廳と云ふ字を用ゐられたのは、私の記憶する所に依りますと、日清戰爭の際に於きまして、金州の占領地に初めて民政廳が設けられまして、確か長官が故小村侯爵であつたかと思ふのであります、是が明治の後半期に於ける所の民政廳と云ふ言葉の初めてあらうと思ふのであります。そこで是等の意味を類推して考へて見ますと、民政と云ふ言葉は當時即ち軍政に對する言葉であつたらしいのであります、從つて唯今では臺灣であるとか、關東州であるとか、はた又青島とか南洋諸島とか云ふ様な戰爭に依つて占領し、或は租借した所の土地に所謂民政と云ふ官署の名があるのでありますが、朝鮮は極く平和の中に併合せられたのでありま

民政の意味が三轉致しまして、廣い意味に於ける所の内務行政、或は地方行政と云ふ意味に用ゐられるやうになつたのであります。今日は或は私の申上げました此最後の意味で用ゐられて居るのではないかと思ふのであります。従つて本會も或は此意味で御開きになつたかと思ふのであります。是は私一個の愚見でありますから、是は本會の幹部の方に能く伺つて見たいと思ふのであります。そこで一體然らば民政と云ふことに關する公的意味即ち役所などは如何なる工合に變遷したかと申しますと、明治元年の三月に「内國事務局」と云ふものが置かれたのである、當時は明治維新勿々であります、各省を事務局と云ふものが置かれたの國事務局は今の内務省であります、其中に「民政係」と云ふものが設けられてあります。其役所は當時京都がまだ中央政府でありますから、京都の舊の町奉行所に「民政役所」と云ふものが置かれたのが、是が明治に於ける民政といふ名の付く役所の初めであります。引續きまして此明治元年の四月になりますと、太政官の七官が設けられまして、唯今の各省に當るのが何官といふて、例へば内務省に當るのが内國官、外務省に當るのが外國官と云ふやうなことを言つて居つたのであります。其

時に會計官と云ふのが出來まして、其中に「民政司」斯う云ふ役所が出來たのであります、それが果してどれだけの權限の仕事をやつて居つたのか能く分りませぬが、此會計官の中の役所を見ますと、此外に「出納司」それから「用度司」「租稅司」「商法司」「稅銀司」と云ふやうな分課があるのであります。後には「鑑山司」「驛遞司」「營繕司」「稅」も設けられたのでありますから、是等の分課の仕事を除いて別に「民政司」といふものがあつたのであるから、民政といふ意味も極く狹い意味であつたらうと思はれます。しかして是は右の「民政役所」を引継いだものと思はれますが、同月の太政官布告に依りますと、諸國萬石以上以下私領并に社寺領「諸國之内元幕府より預所并元郡代元代官支配所」に對し村高帳に民政役所へ提出せよとの命令があり、東山道總督府より近傍諸藩への達にも、年貢諸運上總て御收納向之儀は近々御確定の上御沙汰可有之候間、其迄之處只管鎮撫民政に心を用ひ萬民其業に安じ候様可致盡力旨被仰出候間、此段相達候也」とありますから、民政とは租稅等を主とした地方行政を指したものと解釋して居つたのでは無いかとも思はれます。是れは京都に於ける中央政府の話であるが愈、江戸城明渡しになりまして、江戸が朝廷に歸

するやうになり、明治元年五月に江戸鎮臺を置かれたのであります。此の際に於きまして舊幕府の重要な役所でありました町奉行、勘定奉行、寺社奉行、是等の役所は、舊幕時代に於ては殆ど政治の中権を爲して居つたのであります。之を新政府が引繼ぐ際に於きまして、職務權限は其儘にして政務を全然引繼ぎ名前だけが變へられたのであります。寺社奉行が社寺裁判所になり、町奉行が市政裁判所になつて、勘定奉行が民政裁判所となつた、勘定奉行の從來の職權は私が申上げるまでもなく關東に於ける旗本領の支配をして居つたのであります。此意味で「民政裁判所」と云ふことに改められたのは矢張り地方行政と云ふやうな意味であつたのも、是も廣い意味に於ける民政の中に這入るのであります。所が此民政裁判所が同年の八月になりますと、會計局と變つたのであります。妙に此頃は官名が今考から見ると鎮臺の中に裁判所があつて、裁判所が又會計局となり、或は裁判所が府廳と改まる事といふことは殆ど解し難い様であります。爰で少し脱線し

ますが、此官名の點を少し申上げると、鎮臺と云ふ言葉は後になると唯今の師團で、名古屋鎮臺、東京鎮臺と云ふ言葉になるのであります。本來幕府の時代は奉行と言つたものを當時のハイカラが支那めきて鎮臺といふたので、例へば長崎奉行を長崎鎮臺、函館奉行を函館鎮臺といふの類で、恰も中納言を黃門と呼ぶ風の用例であつて、必らずしも軍隊の意味ではあります。軍政は別に大總督府があつて、戰爭をやつて居る、明治の初めの頃は鎮臺の職務は軍政と云ふやうな意味は殆どなかつたのである。それから裁判所と云ふのは、是は今は餘り人に好れぬ役所の名前であるが、是も元は行政廳の稱語であつたのであります。明治の初めに當りましては、朝廷の直轄行政廳を裁判所と云ふ名を付けて、大阪裁判所總督、京都裁判所總督と言つて今日の府廳の事務を扱つて居つたのである。それで亡くなられました伊藤公爵は最初の任官は兵庫裁判所判事となつて居る、今の言葉で言ふと餘り人の好かぬ役人と解せられます。さうではなかつたのであります。兵庫裁判所と申しますれば、唯今の兵庫縣廳の事であつたのである。判事と云ふと只今では裁判所即ち

司法廳の官吏に限る名になつて居りますが、此頃は地方行政廳の主腦で委任の知事級に當る官名であります。會計と云ふ言葉も今日とは大分變つて居ますが、是も始めの意味は先程申しました様に、民政裁判所が會計官となり、又中央政府にも會計官と云ふやうなものがあつて、後には是が大藏省になつたのでありますから、幾らか會計の意味であります。大部權限も違つて居ります。兎に角大藏省に關係の方が會計と云ふことになつて居る。所が愈々明治政府が秩序が立つて來て斯う云ふ名稱の混雜がなくなつて仕舞ふと、陸軍の方で何時の間にか右の鎮臺の文字を拾つて來て、名古屋鎮臺司令官と云ふやうな堂々たる官名とした、それから司法省が出來ると云ふと、裁判所と云ふ文字と判事と云ふ官名を自分の占有と云ふやうなことにして居る、さうなると海軍の方ぢやどうも立派な名前がない者であるから、すつと古い所に溯つて鎮守府將軍の名前を持つて來て、横須賀鎮守府司令長官といふ様な譯で、堂々たる名前を持つて來た。是は官名の事ばかりを申上げて恐縮であります。此時に江戸の最初の民政裁判所の首脳として治蹟のあつたのが後の司法卿江藤新平であります。此時に建議して「民政は建國の基礎なり

と云ふやうなことで堂々と民政の重すべきことを述べて居るのです。其頃に中央政府が稍、基礎が固まりまして、地方官廳の制度も定めなければならぬことになりますて、同年の八月に先づ京都を主として、京都府職制と云ふものを作り、全國は之を模範として職務規程を作れと云ふことに布告になつたのです。此京都府の職制に、是も今の官名と混雜するのであります。知府事、判府事と云ふものがある、此頃は職名で言ふ時には京都府知事、官名で言ふ時には知府事、之と同じく判府事又は京都府判事といふのであります。此知府事と云ふことは丁度王朝時代に長官、次官、判官、あれと同じく、各省に當る所に皆あつたのであります。詰り長官は唯今の言葉で申せば勅任級の所を總て知事と言ひ、それから局長、次官邊りの所、或は奏任級の所を判事と云ふ官名が各省に残らずあつた計りで無く、各地方廳にも知事判事があつたのであります。扱て右の京都の判事の職制の規定せられた中に「知府事を助け、部内の庶務を判断し、最も民政を専務とする」で、此時にも民政と云ふことに重きを置きまして、其下に「市政局」と「郡政局」とがあるのであります。是も先程申しました勘定奉行の民政裁判所と云ふやうな譯であります。此知事判事と云ふことは丁度王朝時代に長官、次官、判官、あれと同じく、各省に當る所に皆あつたのであります。

郡政所謂地方行政を主として司る意味に於て民政と云ふことが用ひられて居つたのである。此時分に於きましても用語は屢々混亂して居りまして、東北に於ては盛んに戦争があるのであつて、戦地に於きましても矢張り傍ら「民政局」と云ふのを置かれて居つたのであります。即ち先程申しました軍政に對する民政と云ふ意味の言葉を使はれて居つたのであります。更に中央政府から民政を取締ると云ふやうな官吏が戦地へ派遣されて居つたこともあるのであります。

所が此民政と云ふものが又實に色々な意味に用ひられて居るのであります。明治二年の正月になりまして、河内、攝津が大阪府より分離して新に縣を立てられる時になりました。大阪府に對して土地、民政を引渡せと云ふ言葉があるのである。これは版籍奉還の時に當りました。土地と人民を奉還すると云ふことでありましたから、是れと同様の意味即ち土地とそれから土地以外の人民に對する民政と云ふ意味であつたらうと思ひます。斯様なことを述べますと誠に乾燥無味になりますが、此民政の意味が追々擴張されましたのは明治二年の四月に民部官が設けられ、此民部官が更に同年の七月に民部省と改められたのであります。但し、民部官に對

して「其官は民政を總括する所にして地方官員の平居勤墮及び其材の適否干り知る所なるを以て云々といふ御沙汰があり、また民部省となつたときには民政は治國の大本最も至重の事とす。謹而御誓文に基づき至仁の御趣意を奉體し云々府藩縣と戮力協心教化を廣くし風俗を敦くし生業を獎勵し撫育の術を盡し賑濟の備を設け上下の情を貫通し以て衆庶をして可令安堵事との御沙汰があり、分課の内に民政を冠する役が無くなつたのを見ると、始めは内務の一部局であつたものが、此時は省の總稱となつて民政を掌る役所が民部官又は民部省といふ風に、民政の意味が非常に擴張されたのであります。一體此明治二年のときの官制は大寶令を其儘復活し千三百年以前の官名を襲用したので、民部省といふのは昔にもあつたのであります、其頃は民政を掌るといふ語は無くて、此明治に設けられた時になつて、民政を掌るといふ言葉を用ひられたのであります。而して民部官は如何なる事務を管轄して居るかと申しますと、府縣事務の統督、それから戸籍、驛遞、橋梁、道路、水利、開墾、物産、濟貧、養老等で、今日の内務行政の大部分をやる役所であつて、是が内務省の前身になるのであります、即ち此時に至つて内務行政と、民政と云ふ意

味が殆ど一致して來たのであります。當時は大藏省は非常な權限を有し民部省と權限に付て屢々争議がありましたので、法令に依つて權限を區別されたのです。其規定に依ると、民部省の仕事は全國の經緯、山川江湖、海岸島嶼の位置を詳明にすること、府藩^州管轄地境界州郡村市制置の事、府藩縣中小學の事、濟貧恤究の事、山林原野の事、戸籍人員のこと、水利堤防の事、開墾の事、種藝牧蓄の事、諸鑛礦の事、聽訟の事、地方石高のこと、社寺のこと、物産のこと、工藝の事、驛遞のこと、道路橋梁のこと、諸港津の事、燈明臺及船路標の事と云ふやうな譯でありますから、是等の省の仕事を合せて所謂内務省の仕事とし、民政を扱ふ所の役所と云ふ意味に解せられたのである。それで中央政府の官制が斯の如くなると共に、各藩はまだ其時分は大名であります、民政廳と云ふのが各藩に置かれ社寺司、租稅司、生產司、山川司、聽訟司、并と總括したのであります。斯くして明治政府の基礎が定まりまして、今日の内務省が大體出來たのであります、以上申し述べました如く今日と異り明治初年の總ての官制を見ましても此民政を重んずると云ふこと、民政は國の基礎であると云ふ様なことを特に

申されて居るのは最も注意すべき事項であらうと思ひます、茲に於て溯つて此思想の由來する所を少しく述べやうと思ふのであります。

先づ第一に幕府の末世に當りまして突如として外國船の來航が日本の朝野を驚かしたのであります、此時に當りまして幕府は天下の諸侯に意見を求めた、之に對しては百姓町人と雖意見のあるものは申出て宜しいと云ふ事を天下に布告したのであります。當時としては實に破天荒なやり方であります。今日から言へば左様に爲すことは至當であります、是が一體幕府成立の大趣旨と非常に矛盾した政策であつたのであります。幕府は封建制度を以つて成立つて居るのであります、封建政治は極端なる階級制度である、如何に國政に對して意見を有つて居りましても、其位に非ずんば其政事を圖らずで、當局者以外の者の干渉意見は決して之を許さないのである、却つて僭上沙汰として是は大いに階級制度を破壊するものなりと云ふ事になりますから、斯様な政策は決して是までなかつたのである。然るに時局の艱難に際してデモクラシイの思想は何れの場合に於ても汪溢するのである、初めて幕府が此外交の危機に際して全國に意見を求めると云ふ重大の

幕府の根本政策に反する行動を取らざるべからざる時勢となつたのである。是が後には諸侯の中に勤王と、佐幕と分れ、幕府を盛んに攻撃する黨派が出來て更に浪人階級が盛んに國政を批議すると云ふ所謂處士横議なる新なる現象が生ずるに至つたのであります。斯の如き時勢になりましては從來殆ど政治、政權の外に度外されて居りました庶民階級にも亦多少の自覺が伴つて來たのである、現に此庶民級から幕末に各、相當の名を爲して居る人が澤山出て居るのであります、私が申上げるまでもなく講武所に於ては幕末に於ける有名なる劍客としての桃井儀八は武藏中瀬の百姓から出て居ります、それから幕末の軍隊に於て最も名を爲して、薩長諸藩をして畏縮せしめた新選組の隊長近藤勇士方歳三は多麻郡の農家より出て居ります、新選組の部下には博徒あり、或は破落漢も居り、百姓も居り種々雜多の者が居りましたが、幕府の爲に結果は善か、惡か分らないが、幕府の爲に最も働いたのは此組であります、今日三多摩が依然たる東京府の政治の中核たるもの故なきに非ずかと思ふのである、それから上野の彰義隊の隊長として奮闘最も努めたる天野八郎は上野甘樂郡岩戸村の百姓であります、同じく隊長としての伴門五

郎は矢張り武藏蕨の名主の家から出て居ます。何も故人を搜さぬでも本府に關係深き皆さん御承知の濵澤男爵兄弟の如き武藏榛澤郡血洗島村の百姓の家から奮然として勤王の志を起して出られたのであります、又最後まで奮闘致しました故男爵大鳥圭介氏の如きも傳來の旗本ではないのであります。其から幕府の側ではありませぬが、長州藩の主力たる山縣公爵、高杉晋作の率ゐた奇兵隊、名稱のごとく奇なる兵隊であります。是等の例は幕末の各諸藩に於て澤山ある例であります、一々申上げるまでもないのである、庶民級から斯の如く働く人材が出て来る以上は又自覺と要求が出て來るのであります、今次の世界的大戦争に英國杯の女が働いたのであります。是等の例は幕末の各諸藩に於て澤山ある例であります、一々申上げるまでもないのである、庶民級から斯の如く働く人材が出て来る以上は又故に婦人參政權の唱へらるる如く、庶民階級は何時までも奴隸階級に甘んずる者ではないのである、併し唯今申した様なのは極く是は少數の部類であつて、多數の百姓、町人階級は殆ど今日から我々が想像する以上に實は政局の變轉に對して冷淡であつたのである、外國の者が來ると云ふ事は有識階級のみならず總てに及んでの恐慌であつたのであるが、實は政權が幕府に歸さうが、朝廷に歸さうが我々の

今日想像する程にも適切に關係を有つて居なかつたのである。皆さんも既に御聽きであります、が故板垣伯は殆ど誰に向つても言はれて居つたのは同伯の立憲思想の涵養の必要を感じられたのは、會津戦争である、東北のスバルタと言はれた會津婦人少年に至るまで殆どもう一藩の人士が擧げて悉とく戦争に從事し爲めにあの通り慘劇を來たしたのであります、さうして矢盡き刀折れて藩主の松平容保公が官軍に降り一寺に謹慎されて居つた時に會津の一農民が芋であつたか何か持つて殿様に上げて下さいと言つて持つて來た、其時之に應接した官軍の隊長は板垣退助であつたのである、そこで板垣伯は感じて曰く會津の市民が百姓、町人各々一人が一個の石を投げても官軍の幾萬の人を打殺すことが出来るのである、一藩がもう殆ど血に塗れて藩主が此有様になつて居るのに庶民階級は他人の憲制の必要であると云ふことを感得されたと云ふことは板垣伯が誰に向つても言はれることで、所謂日本の近世史を語るものには必ず語ることであるが、是豈に敢へて會津一藩のみならんやで、天下の所謂庶民階級と云ふものが、幕末政變の未曾

有の大變革に際して今日我々が感するが如き適切なる概念を有つて居なかつたのであります、本會に出品になつて居ります幕末の諷刺畫を御覽になつても分ります、此政局を如何に見て居つたかと言へば、或は常盤津に譬へ或は之を商賣の取引に諷して人事と思つて居る有様が判るのであります。

所が茲に是よりも重大に庶民の頭に適切に響いて來た所の一大事變は此社會的の變動に伴ふ所の物價騰貴であつたのである、米價騰貴である、一面に於きましては幕府が屢々財政の窮乏の結果企てた所の貨幣の改鑄、即ち通貨の膨脹、各藩に於ける幣制の紊亂と云ふものは此社會的大變動に伴つて物價の騰貴を來たし殆ど天井知らずに騰つたのであります、今日から見れば安いのですが、當時としては非常に生活が脅かされたのであります、茲に至つて庶民階級たるもの晏如たる能はすであります。固より其以前に於きましても天明に於きましては有名なる江戸の打壊し、唯今で申せば米騒動の焼打のやうなものもある、大阪に於ては大鹽平八郎の亂があるが、何れも物價騰貴の爲め窮民を救はうとしてやつたのであります、悉く是は平定されたのであります、當時は幕府衰へたりと雖も猶ほ儼として

て居つたのであります、が米艦來航以後に於きましては所謂政變に伴ふて庶民は生活の安定と云ふものを缺いたのでありますから、動搖せざるを得ないのであります、従つて騒ぎは其以前の米騒動より大きくなるのであります。兎角幕末の史料に付きましては維新史料編纂局であるとか、其他各方面に澤山の學者が御出になりますから政變に關しての史料が澤山集つて居りますが、庶民階級の史料にはどうも乏しいのである、幸にして本會のやうな企てがあつて其方面的材料を拜見することを得たのは、我々喜んで居るのであります。

扱て其時分の所謂庶民の聲と云ふのは或はちょぼくれであるとか、一口嘶と云ふやうなものに依つて庶民の意嚮を知るより外なかつたのである、ちよつと手許にありまするのに文久三年に出來ましたちよぼくれの文句を申上げます、斯様な席でちよぼくれを申上げましては恐縮でありますが、其中に斯う云ふ文句があるののドルラル錢をば三歩の通用有つて益なき時規に毛氈無くて叶はぬ金銀銅鐵米麥、雜穀に油に漆に蠟に絹糸縞緋羽二重紙麻藥種に鑄物塗物反物何かとすんく

渡して日本國中忽ち逼迫、諸國一統諸人の難義を少しもかまわず云々。つまり開港は日本の必要な品を外國へ遣つて日本國中空になる、それで物價が高くなるから大變だ、政權が幕府にあらうが朝廷に復さうが、どうでもいいが、物價騰貴には反対だといふ思想で、それからまだこんな文句があります、「安い米を買込み京都の町家へ無體に押付け」これは幕府の米價調節を恰も幕吏が私利を營み米價を騰貴せしめたものと解し、また「土の様なる額銀鑄立、下民の難義は元より厭はず」是れは只今の小紙幣に對すると同様の批難であります、要するに生活の脅威は即ち外交の失敗、政變などと云ふことに結付いて庶民階級は色々なことに不満であつたのであります、其他斯様な物價騰貴のことに關しては幾多の書いたものがあります、本會にも陳列になつて居りますから能く御覽になれば分ります。其から丁度鳥羽伏見の戰、即ち薩長と幕府との天下分目の戰ひであつて、あれに依つて政權が移動したのであります、當時民間に出來ました「泰平初夢双紙」などの出版物を見ますと、此戰爭の顛末を書いてありますが、其終ひに斯う云ふ文句があります、「都近所や浪花かた例少き騒動の中に、ふしきや米の價の日に増し下直に成けるは、これ君

の恵ぞ有がたき、また同じ頃に出來た太平目出度ちよばくれぶしには戦爭話の末に「市民喜ぶ都の賑い、それで諸色かをい／＼やすなる」とあります、つまり戦争の勝敗や政權の變動よりは物價の下落した方が宜いのである、先程新選組の御話をしましたが、此戰で其本營が殆ど官軍の爲に覆されて仕舞つたのであります、此戦争の記事にも新選組の亡びたのは官軍の爲めに賀すべきといふよりは寧ろ壬生浪人即ち新選組は百姓町人を困らして居つたのだから、あれが亡されたのは好い氣味であると云ふやうな記事もあり、庶民階級の生活本位に依つて天下の大變亂を見て居つたのである。所が更に此物價の騰貴以外に於きまして御承知の通り初めて我國には虎列刺病が流行つて來た、當時之をコロリと申して居りました、もう非常の澤山の人が死んで、火葬場は殆ど近頃の流感の死亡なんと云ふやうな騒ぎ處ではないのでありますから、能く御覽になると分るのである、而して總て斯様な方が本會に出て居りますから、能く御覽になると分るのである、而して總て斯様な方面に於て社會的變動の爲に貧富の懸隔と云ふものが、又新なる現象が出て來たのであります、是も彼所に出て居る文久三年の當世見立盛衰記と云ふ番付のやうな

ものがあります、衰たるものと、盛なものを番付にしたのである、それに依つて見ますと、盛んになつて來たものは時局の爲大いに儲けて居る方をいふので、儲けた方は馬具屋、刀屋、研屋、鐵砲屋、鍛冶、具足屋と云ふやうな軍需品關係のもの、それから一方に於いては人足、車力、日傭取、馬方輕子、宿場人足、雲助六尺など唯今で申すと勞働階級は非常に景氣が好くて、即ち勞働階級が全盛成金と云ふやうな状態であります。此總ての混亂状態に於いて突如として妙な思想が出て來たのであります、殆ど今日で申すと普通選舉に近い程のものを主張した者があつたのであります、時勢の變は殆ど不思議に私は感するのである、先程内務部長も仰せになつた通り、維新の變動は大きく言へば是は佛蘭西革命の影響が東洋の一孤島にも及んだのであります、憲政思想と云ふものは漸を以つて這入つて來て居るのである、幕末の明君慶喜公は此大勢を見られまして、一面に於て殆ど議會制度に均しいものを設けられたのである、憲法草案と云ふものを作られまして、上下兩院を設けるやうな公議所と云ふものが出來たのである、是はどうも間もなく幕府が潰れたものですから餘り傳つて居りませぬが、當時の計畫はなかなか良い計畫であつたのであります。

ます、後に是と同じものを明治新政府が設けて居る、一體維新の始めに萬機公論に決すると云ふ御誓文が出来まして、それから今日の立憲制になつたのであります、其御誓文が出てから憲法草案の出來るまで何も其長い間せず居つたかと云ふとさうではないのである、色々なことを企てまして結局今日の憲政が出來たのである、其最初の企ては矢張り明治政府にも公議所と云ふものを作つて、上下兩院を設けまして、各藩から代表者を出して意見を纏めたのであります、是が後になります、集議院となりまして、それから左院、元老院といふ風に變り今日の樞密院になるのであります、斯う云ふ風に變つて來たのであります、此公議所、集議院を官選議院と見て、それに對して民選議院と言つたのであります、尤も官選議院と云ふものはありませぬが、兎に角公議所と云ふ文字を幕府側でも、明治政府側でも期せずして兩方が使つて居ると云ふのはどう云ふ意味であるか、是れは議會と云ふバーリヤメントの譯であります、今日の議會と云ふ意味が公議所と云ふ文字に使つてある、話があまり先に進みましたがこんな風に幕末から憲政思想は漸次發

神めの道を棄じ、ゆきの教を棄じ、おもひをなく、文が帳れお、墨田す事六一
其の教を築せしや、神を祓ひ傳を守めて後荒あることなし。

達したのであります。併し是は所謂官僚側で、人民側には關係がないのである。

然るに人民側では今日の殆ど普通選舉に近い程の意見を主張するものが出来て來たのである、斯んな事を言ふと私が良い加減のことを言ふと仰しやるから、實物を御覽に入れやうと思ふ、斯う云ふ「中外新聞」と云ふのがあります、其慶應四年四月二十七日の發行の十八號中外新聞に斯う云ふのがある、題は「江戸市中改革仕方案」といふので、其大要は、其改革の趣旨は第一江戸中の智慧と力を集むるを肝要とす、これを集むる法は總代會議の法を設くるに在り、今試に其法を論せば先江戸市中を廿組程に分ち、各組の中にて地面持ばかり相集り、入札の法にて誠實力能ある者二人を撰み、是を組中の總代として奉行所に差出すべし、されば奉行所には江戸中組々より出る總代人凡そ四五十九人も集るべければ、一大席を設けて集會せしむべし、是れ即ち總代會議所なり、次に會議の法すべて奉行の存意にても、總代人の申出したる事にても、又は市中の者より申立る事にても、一應必ず奉行の手より總代會議に渡して其評議に懸け、一統承知の趣評決速印の上に非ざれば之を市中に施し行ふべからず、且何事によらず會議にて然るべしと評決せば先例無

き事にても之を行ふべし、又然るべからずと評決せば、たとへ舊來の仕來りと雖も直に之を廢止すべし、是れ其要領なり、猶ほ總體の心得方を言へば、抑此總代は江戸中より撰み出たる賢人なれば、即ち江戸中の智慧をしほり出したる者なるが故に、銘々にても篤と其理合を合點し、假初にも一己の私心を挾まず、一圖に江戸中一統の爲を思ひ、譬へば同舟して風波の難に逢ひたる時の如く、相和し相助けて何事をも取極め成就せしむるを主とすべし、云々、本文總代に撰まるる者は人材を第一とし地面を持たぬ者にても苦しかるまじ、勤役は凡四五年を限として交代すべし、且勤役中は相應の格式と俸金とを與ふべし、尤俸金は總地主中より之を出すべし、云々、と云ふので、詰り江戸中の智慧者を集めて相談して、其決議でなければ行ふことが出來ないと云ふ案を立てた人があるのである。

之を要するに幕末の變動は外艦の來航に伴ふて外交の失敗、是に對する庶民階級の自覺、更に米價の暴騰、通貨の膨脹、貧富の懸隔、憑疫の流行、さうして普通選舉に至る思想、斯の如くにして三百年の幕府が倒れたのであります、六百年の封建制度は覆つたのであります、慶應三年十二月十九日維新の大號令發布せられ、明治天皇の

御親政の弊頭に於て御沙汰書の中に「近年物價格別騰貴、如何とも爲すべからざる勢、富者は益々富みを累ね、貧者は益々窘究に至り候趣き、畢竟政令の正しからざるより所致、民は王者之大寶百事御一新之折柄旁被惱宸衷候智謀遠識救弊之策有之候者無誰彼可申出候事」との御一節があります、即ち物價の騰貴、貧富の懸隔は所謂政令の正しからざるに依る所である、と仰せられ、「民は王者の大寶」即ち民本主義で「百事御一新」即ち改造の世の中であるから、誰でも意見のある者は述べよ、即ち輿論を聽くと仰せられたのであります、誠に恐入つた御沙汰で百年の後を御透破遊ばされた金玉の御名言であります。茲に於てか私が冒頭に述べた如く明治初年の政治は第一に民政に重きを置かれたのであります、幸に當時上には叡聖文武なる明治天皇あらせられ下には、維新の功臣が英才雲の如く集つて、遂に今日五大強國の伴に列するの因を爲すに至つたのであります、現今に於きましては私の以上に申述べたるやうな憂ひは少もなきのみならず、在朝在野の人材は維新の功臣に數十倍する英才充ち満ちて我國運の前途實に洋洋であります、此際に當りまして役にもたたぬ過去の夢物語を致し御清聽を煩はしましたのは深く恐縮の至りに堪へ

ないのであります。

東京府

印刷者

東京市本所區番場町四番地
守岡功

印刷所

東京市本所區番場町四番地
凸版印刷株式會社分工場

大正十年一月廿八日印刷
大正十年一月卅一日發行

397
19

終

